

(審査庁)

島本町教育委員会教育長 中村りか 様

島本町行政不服審査会
会長 向井秀史

答 申 書

主 文

令和3年1月31日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）が提起した保育利用調整に関する利用不可決定に対する審査請求は、却下するのが妥当である。

理 由

第1 事実

1 事案の概要

本件は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第3項に基づく保育の利用調整の結果、その監護する児童について第1希望の保育所の利用を不可と決定された請求人が、待機の加点がされなかったことが不公平である等と主張して提起した審査請求の事件である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和2年度、請求人の第1子は（A）保育所（以下「（A）」という。）に入所していた。また、請求人の第2子は、島本町内の（B）保育所（以下「（B）」という。）に入所していた。
- (2) 令和2年11月15日、請求人は島本町教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）に対し、第2子について令和3年度より転園を希望して、（A）への入所を申し込んだ。
- (3) 令和3年1月28日付けで、処分庁は請求人に対しその第2子についての「令和3年度 保育の利用結果通知書（利用不可）」を送付した（島教子第1757号。同通知書による決定を以下「本件処分」という。）。利用不可理由として、「認定基準には該当しますが、希望する保育所等が定員を超えているため、入所希望日から利用はできません。」と記載されていた。
- (4) 同年1月31日付け「不服申立書」により、請求人は本件処分の取消し等を求める審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、請求人の第2子について（A）に入所させる裁決を求める趣旨で

あると、一件記録により理解される。

(2) 審査請求の理由

- ① 請求人は、第2子について令和2年度、第1子の通う（A）への入所を希望したが、島本町の都合により別の保育所に通園させざるを得なくなった。
- ② 令和3年度について、第2子の（A）への転園を希望したところ、本件処分の通知を受けた。（A）への入園を1年間待っている状態にもかかわらず、待機の加点がないという。しかし、ほかの新規の待機児童は入園可能と確認され、島本町の対策により不公平が生じている。また、転園が認められなかったことにより、仕事を変わらざるを得なくなった。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分維持が適当と考える。

第3 審理員意見書（令和3年9月22日付け）の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 法第24条第3項は、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園……又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園……又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う……。」と定めている。

その利用の調整について、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）等発通知「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児発0910第2号）は、その第2の7（2）において優先利用の対象として考えられる事項について例示しているほか、「それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。」と示している。

- (2) 処分庁においては、保育所等において、保育需要に対する供給量が不足するおそれがあることが想定されることから、保育の利用調整を行うことは妥当である。

処分庁は利用調整を行うに際し、入所希望者に「保育所等入所手続案内」を配付し、その中で入所審査基準表を示している。この基準表の項目点数は、上記内閣府政策統括官等発通知の第2の7（2）を基に作成し、項目ごとの点数を定めており、作成方法は妥当である。

- (3) 請求人は、「令和3年度転園を希望したところ、本来（A）に入園を1年待っている状態にも関わらず」「待機の加点がない」と主張している。しかし、厚生労働省が保育所等利用待機児童数調査に関する自治体ヒアリングを実施した参考資料（平成28年10月18日付け）において「保育所等利用待機児童」が定義されており、「特定教育

・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。」とされている。

また、厚生労働省こども家庭局が毎年実施している「保育所等利用待機児童数調査」においても、「保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めない」とされている。

これらのいずれによっても、請求人の第2子は令和2年度において(B)を利用していることから待機児童には該当しないものであり、加点がないことは妥当である。

- (4) 令和2年度において、請求人の第1子は(A)、第2子は(B)に入所している。令和3年度入所申込みにおいて、請求人は第2子の(A)への転園を希望したが、「令和3年度保育所等入所審査基準表」の「兄弟姉妹がすでに入所している町内の保育所等へ新規入所・転園希望する場合」の加点がなかった。しかし、請求人の第1子が令和2年度で(A)を卒園するため加点対象に当たらず、加点がないことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の適法性について

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第2条は、「行政庁の処分不服がある者は、……審査請求をすることができる。」と定めているが、そこにある「行政庁の処分不服がある者」とは、当該処分についての審査請求をすることにつき法律上の利益を有する者に限られる(最高裁昭和53年3月14日判決)。それゆえ、処分の効果が期間の経過その他の理由により消滅し、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が失われた者による審査請求も、不適法となる。審査請求をした後に法律上の利益が失われた場合であっても、審査請求した者にとってもはや判決により救済を得る実益が失われている以上、事情は変わらない。
- (2) その点を本件審査請求について見ると、審査会が職権で調査したところにより、本件処分後、審査請求人の第2子は、処分庁による令和4年度の保育利用調整の決定(令和4年1月28日付け島教子第1579号)を経て、令和4年4月1日から(A)の利用が可能になったことが認められる。してみれば、それにより、本答申に先立つ令和4年3月31日限りで本件処分の効力は消滅したと解されるから、請求人は本件審査請求により実現される法律上の利益はもはや有していない。したがって、本件審査請求は不適法なものになったと解され、補正の余地もない。

2 結論

以上のように、本件審査請求は不適法であるから、審査庁は、本件処分が違法又は不当であるかどうかについて判断することなく、本件審査請求を行審法第45条第1項に基づき却下するのが妥当であり、主文のとおり判断する。

付帯意見

本件審査請求については、裁決が出されるまで1年2か月を超え、請求人が法律上の利益を失って却下を免れないこととなった。しかし、本件審査請求が本件処分日の3日後に行われ、その審査に特に長期間を要するような事情も見出しがたいことから、このような結果となった要因はもっぱら不服審査に携わる機関の側にあったと認められる。審査請求の制度が簡易迅速な手続の下で国民の権利救済を図ることを目的とする（行審法第1条第1項参照）ことに鑑みて、これは全く不適切だったと言わざるを得ない。